

自身初の参考人に対する国会質問を行う

第208回通常国会は、国会審議も終盤戦に突入し、本会議や各委員会、各特別委員会が連日開かれています。5月11日には厚生労働委員会において「児童福祉法等の一部を改正する法律案」等について、5名の有識者を招いた、自身初となる参考人質疑の国会質問に立ちました。



【こども家庭センター新設について】

児童虐待の相談対応件数の増加などを背景に、様々な問題を抱える全ての子供や子育て世帯を支援する役割を担う「こども家庭センター」新設についての意義を質問しました。

センターは子育て世帯を具体的な支援に「つなぐ」役割が最も重要になると考えます。そして、いつでも、誰でも、気軽に伺える場所であるべきと同時に、利用する際には、問題を抱えている親だと思われてしまうのではないかと、利用が控えられたり、

逆効果にならないための方策等を問いました。

関西大学人間健康学部人間健康学科 教授 山縣文治参考人から、ばらばらとなっている相談窓口のコントロールタワーとして中心的な関りを担うことと共に、地域のNPO等とのネットワーク化が重要だと認識している。また、利用については、公的な仕組みの中で匿名での相談は難しい現状だが、安全性の確保を考えつつ、ネット等を通じた公的支援も検討していかなくてはならないとの回答を頂きました。

【新たな認定資格の創設について】

児童相談所における親子に対する支援の質の向上は、とても大事であります。児相でもっとも多く働かされている社会福祉士の方々の資質を向上することに重点を置かれている法改正は、非常に現実的であり評価しています。参考人へは、児童相談所を総括する立場から新たな資格創設に対する所見を伺いました。

大阪府中央子ども家庭センター所長 薬師寺順子参考人より、虐待などから子どもを守るために働きたいという意欲のある人材の確保が重要であることと共に、社会福祉士や精神保健福祉士が、児童相談所の実務に必要なこども家庭福祉についての研修過程を受講することにより専門性を確保する認定資格は有効であるとの、お考えを述べられました。

【児童養護施設等自立支援の強化について】

児童虐待を経験した方や児童養護施設で暮らした経験のある方を守り、支えていくことはとても重要だと考えます。今回の法改正では、自立支援の強化のため、年齢制限の弾力化に取り組む内容となっているが、日頃から社会的養護を経験した方々に多く向き合っている観点から、法改正の評価や期待することを問いました。

児童養護施設 子供の家 施設長 早川悟司参考人から、子供たちは施設を選べず、大人の都合で施設に来られ、大人が決めた18歳という年限で一方的に施設を出されてしまう現状であり、法改正によって22歳まで延びたことは非常に大きな成果を感じている。子供のペースを尊重し、主体的選択を与え、弾力的な運用が重要であり、法改正は非常に有効な部分があるとの回答を頂きました。



海外に目を向けてみると、孤児院や里親の元で育てられた等の経験を持つ偉人は沢山います。ココ・シャネルやジョン・レノン、

スティーブ・ジョブズなど、ファッションや、音楽、芸術、ビジネス、など様々な領域で、偉業を成し遂げた世界の変革者たちです。

「生い立ちは変えられないが、未来は変えられる」

一見陳腐に聞こえ、薄っぺらそうに写るこの言葉に、夢と希望を与えてくれる方々です。

日本でも、社会的養護を経験された方が、自身の夢を抱いて、それに挑戦し、自己実現してほしい。その環境が社会に必要であると強く感じています。今後も、日本の将来を担う大切な子ども達に関わる政策について取り組み、未来への希望を持てる社会づくりに尽力して参ります。



令和4年5月23日

衆議院議員 **山本たけ**



国会質問の様子はこちらからご覧いただけます！

【厚生労働委員会 児童福祉法等の一部を改正する法律案 参考人質疑】

ぜひともご覧くださいませ。